

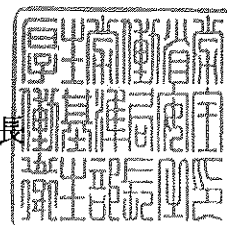
天



基安発0517第5号  
平成23年5月17日

社団法人日本建設業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



福島第一原子力発電所から20キロメートル圏内における作業に係る措置について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素から格段のご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、福島第一原子力発電所から半径20km圏内に設定された警戒区域への一時立ち入りについて、別添1のとおり、「警戒区域への一時立入許可基準」（平成23年4月23日付け原子力災害本部長名文書）が示されているところですが、今般、同法第63条第1項の規定により、立ち入りが認められている災害応急対策に従事する者の放射線による健康障害を防止するため、別添2のとおり、平成23年5月17日付け基安発0517第3号を都道府県労働局長あて発出したところです。

つきましては、同通知に示す措置について、貴協会会員各位に対し周知を図られたくお願いいたします。

## 警戒区域への一時立入許可基準

平成23年4月23日  
原子力災害対策本部長

「警戒区域の設定について」(平成23年4月21日原子力災害対策本部)に基づき、当面の一時立入りの許可基準を次のとおり定める。

## 1 基本方針

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定に基づき福島第一原子力発電所から半径20km圏内に設定された警戒区域への一時立入りについては、原則として、①立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、②警戒区域内に居住する者であって、当面の生活上の理由により一時立入りを希望する者を対象とする。

## 2 一時立入りの対象者の条件

## (1) 立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者

個別に市町村長が原子力災害現地対策本部長と調整の上、公益性が認められる場合には、立入態様に関する条件を付して一時立入りを許可する。

## (2) 警戒区域内に居住する者であって、当面の生活上の理由により一時立入りを希望する者

当面、一世帯1名を限度とする。また、15歳未満の子ども及び高齢、病弱その他の理由により移動に何らかの支援を必要とする者は対象としないものとする。

## 3 一時立入りの範囲及び条件

## (1) 警戒区域において、立入りを認めない地域は、次のとおりとする。

- ① 福島第一原子力発電所から半径3km圏内の区域
- ② 高い空間線量率等により立入りのリスクが大きいと考えられる区域
- ③ 今般の津波により被害を受けた地域であり、一時立入者に危険を及ぼすと考えられる区域

## (2) 警戒区域内の滞在については、原子力安全委員会の「避難区域への一時帰宅に関する助言」(平成23年3月28日)を踏まえ、立入者の受ける線量が一回当たり最大1.0mSv以内とすることを条件とする。

## (3) 一時立入りの前に実施する当該区域内のモニタリング結果や一時立入りの当日に実施する空間線量率の計測結果等を踏まえながら、必要に応じて立ち入る範囲及び時間の調整を行う。

#### 4 当日の一時立入り可否の判断

当日の一時立入りの可否については、原子力災害現地対策本部長が、原子力発電所の状況や気象条件等を踏まえ判断し、実施市町村及び県に伝達する。

#### 5 一時立入りに関するリスクの周知

警戒区域への一時立入りの実施に当たっては、汚染の可能性を含めてリスクが存在することについて周知し、一時立入り者の理解をあらかじめ得ることとする。

#### 6 立ち入る際の装備

立入りに当たっては、原子力安全委員会の助言を踏まえ、個人線量計を着用するとともに、タイベック・スーツ又は雨合羽、放射性物質の吸入及び汚染防止のために必要なマスクその他の装備を着用することとする。

警戒区域内の移動に供する車両等についても、原子力安全委員会の助言を踏まえ、必要な養生を行う。

責任者は、緊急時に備えて、所要量の安定ヨウ素剤を携行する。

#### 7 スクリーニング

スクリーニングについては、あらかじめ定めた実施場所において、原子力安全委員会の助言に基づき実施する。スクリーニングの結果、基準値を上回った場合には除染を行うものとする。

#### 8 一時立入りの基準等

警戒区域内に居住する者であって、当面の生活上の理由により一時立入りを希望する者（2(2)）についての一時立入りの基準等は、以下のとおりとする。

##### (1) 実施主体

国及び県の支援を得て、市町村が実施する。

##### (2) 移動手段

避難所等から中継基地、中継基地から警戒区域内の集合場所への移動手段は、原子力災害現地対策本部が確保したバスとし、個人での移動は認めない。

したがって、自家用車その他の移動手段による立入りは、認めないものとする。

##### (3) 一時立ち入りの体制

###### ア 現場責任者

原子力発電所の不測の事態による一時立入りの中断その他の緊急事態が発生した時においても、一時立入者の安全を確保し、迅速かつ的確な避難を行うため、一時立入りの実施市町村が現場責任者を置くこととする。また、現場責任者は、国及び県の支援を得て、原子力発電所、気象等に関する情報、通信手段等を確保する。

###### イ ブロック割

一時立入りは自宅の位置が近接している一つのまとまりを持った地区の者（ブロック割）により行うこととし、一時立入りの統制を図るためその代表者（地区代表

者)を選定する。

ウ 引率者等

ブロック割ごとに、引率を行う自治体職員等(引率者)、放射線管理を行う東京電力(関連会社等を含む。)の職員を配置する。

エ 滞在時間

警戒区域内の滞在時間については、移動時間を含めて5時間を基準とする。一時立入者による自宅への立入時間は2時間を限度とする。

(4) 一時立入者との連絡手段の確保

引率者は、衛星電話やトランシーバ、拡声器等により、現場責任者及び一時立入者との連絡手段を確保しておくものとする。

(5) 持ち出せる物

一時立入者が持ち出せる物の範囲、数量、種類は、原子力安全委員会の助言を踏まえ、必要最小限のものとする。

自家用車については、別途検討し、原子力災害現地対策本部長が実施のための計画を別に定めるものとする。

食品や家畜等の生物については、持出しを認めない。

ペットについては、別途検討し、原子力災害現地対策本部長が実施のための計画を別に定めるものとする。

9 その他

この許可基準に規定する事項の細則及びその他一時立入りの実施に必要な事項については、原子力災害現地対策本部長が定める「警戒区域への一時立入実施計画」によることとする。

平成23年5月〇日

富岡町長 殿

申請者（住所）郡山市南二丁目52番地  
ビッグバレットふくしま内  
（氏名）富岡町災害対策本部

警戒区域への一時立入り申請書

警戒区域への一時立入りをしたいので、下記により申請します。

1. 申請者

- (1) 組織名：富岡町災害対策本部（トミカマチイカ・イタイホンブ）
- (2) 代表者：富岡町長 遠藤勝也（トミカチョウチョウエイト・カサヤ）  
担当者：富岡町災害対策本部 ○○○（○○○）
- (3) 住 所：郡山市南二丁目52番地
- (4) TEL：024-946-8813
- (5) FAX：024-947-8020

2. 一時立入りをする日  
平成23年〇月〇日（〇）

3. 一時立入りをする場所  
富岡町役場庁舎（富岡町大字本岡字王塚地内）

4. 一時立入りをする者  
別紙のとおり

5. 一時立入りをする事による公益  
震度計の補修

6. 作業内容等  
別紙作業計画書のとおり

7. 一時立入り者の同意書（一時立入りをする者全員）  
別紙のとおり

## 作業計画書

## 1. 作業内容

- ・富岡町役場に設置されている震度計の修繕

## 2. 搬出物品の種類と量（搬出する物がある場合）

- ・〇〇〇 〇〇台

## 3. 作業実施者（5人）

所属	氏名	備考
富岡町役場	〇〇 〇〇	090-0000-0000
同上	〇〇 〇〇	
同上	〇〇 〇〇	090-0000-0000
同上	〇〇 〇〇	
同上	〇〇 〇〇	

## 4. 使用車両等

車種（色）	車両番号
トヨタ〇〇〇〇（赤）	いわき 800 〇 0000
トヨタ〇〇〇〇（銀）	いわき 33 〇 0000

## 5. 立ち入る際の装備

防護服・マスク等5組 準備済み

## 6. 立入り現場における放射線管理

個人線量計により、自ら実施可能

## 7. スクリーニング及び除染

郡山市体育館にてスクリーニング及び除染を実施

## 8. 作業予定

日	時	実施内容
〇月〇日	7時30分頃	ビッグパレット出発
	9時00分頃	国道288号線上の検問所通過
	10時00分頃	富岡町着
	10時00分頃	役場にて作業
	15時00分頃	富岡町出発
	16時00分頃	国道288号線上の検問所通過
	16時30分頃	郡山市でスクリーニング・除染
	17時30分頃	ビッグパレット着 作業終了
	18時00分頃	町長へ実施の報告

平成23年5月〇〇日

富岡町長 遠藤 勝也 様

富岡町災害対策本部  
〇〇 〇〇〇〇

警戒区域への一時立入りについて（報告）

平成23年5月〇〇日付けで許可を受けた標記の件について、平成23年5月〇〇日に実施したので、下記のとおり報告いたします。

1. 立入り日時：平成23年5月〇〇日（〇）10:30～14:20
2. 立入り者：富岡町災害対策本部〇〇ほか〇名
3. 作業内容等：①震度計の補修  
富岡町役場庁舎内に設置された震度計の復旧作業
4. スクリーンショット：郡山市体育館にて問題なし。（携帯線量計値 8～12 マイクロシーベルト）
5. その他：震度計の調査のみで終了したため、再度修復作業を要する。

平成 年 月 日

富岡町長 殿

申請者（住所）

（氏名）

警戒区域への一時立入り申請書

警戒区域への一時立入りをしたいので、下記により申請します。

1. 申請者

- (1) 法人、組織名（フリガナ）
- (2) 代表者氏名・担当者氏名（フリガナ）
- (3) 住所
- (4) 電話
- (5) F A X
- (6) 従業員数
- (7) 年商（概算額）

2. 一時立入りをする日

平成 年 月 日

3. 一時立入りをする場所

4. 一時立入りをする者（全員の氏名、住所）

- ①
- ②

5. 一時立入りをする事による公益

6. 作業内容等

別紙作業計画書のとおり

7. 一時立入り者の同意書（一時立入りをする者全員）

別紙のとおり



## 作業計画書

## 1. 作業内容

## 2. 搬出物品の種類と量（搬出する物がある場合）

## 3. 作業実施者（人）

法人・組織名	氏名	携帯電話番号

## 4. 使用車両等

車種（色）	車両番号

## 5. 立ち入る際の装備

を用意済み

## 6. 立入り現場における放射線管理

により、自ら実施可能

## 7. スクリーニング及び除染

にてスクリーニング及び除染を実施希望

## 8. 作業予定

日	時	実施内容
月 日	時 分頃	出発
	時 分頃	検問所を通過
	時 分頃	着
	時 分頃	にて作業（約 時間）
	時 分頃	出発
	時 分頃	検問所を通過
	時 分頃	でスクリーニング・除染
	時 分頃	着 作業終了
	時 分頃	市町村長へ実施の報告

## 9. 地図（当日の行動予定の地図を添付）

（注）検問所、スクリーニング及び除染の希望場所も記載

## 同意書

私（一時立入者）は、警戒区域への一時立入りにあたり、以下の事項について確認し、同意します。

1. この区域が危険であることを十分認識し、自己の責任において立入ります。
2. 警戒区域を出る際には、確実にスクリーニング及び必要な場合の除染を行うとともに、物品を持ち出す場合には、現場において積み込みの前に放射線測定を行い、汚染されていないもののみを持ち出します。
3. 事前に提出した作業計画を守ります。
4. 立入場所（立入場所までの往復を含む）においては、災害応急対策に従事する担当官の指示及び安全管理のために同行する者の指示に従います。

記入日：平成 年 月 日

本人署名

## 同 意 書

\_\_\_\_\_は、職員（契約に基づき警戒区域への一時立入りを実施する者を含む。）による警戒区域への一時立入りにあたり、以下の事項について確認し、同行します。

1. 警戒区域が危険であることを十分認識し、自らの責任において立入りを実施します。
2. 警戒区域を出る際には、確実にスクリーニング及び必要な場合の除染を行わせるとともに、物品を持ち出す場合には、現場において積み込みの前に放射線測定を行わせ、汚染されていないもののみを持ち出させます。
3. 事前に提出した作業計画を遵守させます。
4. 立入場所（立入場所までの往復を含む）においては、災害応急対策に従事する担当官の指示及び安全管理のために同行する者の指示に従うようにさせます。

記入日：平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

法人・組織名 \_\_\_\_\_

代表者署名 \_\_\_\_\_

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
( 公 印 省 略 )

福島第一原子力発電所から20キロメートル圏内における作業に係る措置について

標記については、災害対策基本法に基づき、警戒区域が設定されているところであるが、同法第63条第1項の規定により、立ち入りが認められている災害応急対策に従事する者の放射線による健康障害を防止するため、下記のとおりとすることとしたので、関係事業場に対する指導等に遺漏なきを期されたい。

なお、別添2及び別添3により、福島県知事及び関係団体の長あてに通知していることを申し添える。

記

- 1 事業者は、「警戒区域への一時立入許可基準」（平成23年4月23日付け原子力災害本部長名文書）（別添1）の6及び7に定める事項を適切に実施すること。
- 2 事業者は、個人線量計により測定した被ばく線量を1日ごとに記録するとともに、適切に保存すること。また、日々の被ばく線量を1日ごとに、累計の被ばく線量を1月ごとに労働者に文書で通知すること。
- 3 事業者は、粉じんの吸入や経口摂取を防止するため、当該作業場所で労働者に喫煙、又は飲食させないこと。
- 4 事業者は、警戒区域に立ち入る前に、放射線ばく露の有害性、保護具の性能及びこれらの取扱方法に関する事項を含む、安全衛生教育を実施すること。